

令和5年度調達等合理化計画実施自己評価

令和5年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標） （1）研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、令和5年度においても引き続き①～③の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。		研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、令和5年度においても、引き続き①～③の取組を実施することで公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。
① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。 【調達手続きの簡素化と納期の短縮】	単価契約の対象品目の見直しを行い、要求から納品に要する期間を通常の物品調達の場合と比較して2週間程度短縮するなど、調達手続きの簡素化を図った。 単価契約件数：221件（前年度225件）	単価契約は通常の物品調達の場合と比較して、要求から納品に要する期間を短縮するなどの効果があった。引き続き対象品目の見直しに取り組み、事務の軽減を図ることとする。
② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。 【調達手続きに要する事務量の節減】	農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）及び国際農林水産業研究センター（国際農研）との共同調達を引き続き実施するとともに、支所等においても地域農業研究センターと共同調達を実施するなど以下の取組を行い、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 共同調達又は一括調達件数：66件（前年度51件） ・森林総合研究所・支所等：1件（前年度1件） ・森林総合研究所・多摩森林科学園：2件（前年度2件） ・森林総合研究所・林木育種センター：1件（前年度1件） ・森林総合研究所・農研機構・国際農研：4件（前年度4件） ・北海道支所・北海道育種場：1件（前年度2件） ・東北支所・東北育種場：11件（前年度10件） ・九州支所・九州育種場：3件（前年度2件） ・九州支所・九州育種場・九州沖縄農業研究センター：2件（前年度2件） ・九州育種場・九州沖縄農業研究センター：2件（前年度2件） ・森林整備センター・森林保険センター：19件（前年度13件） ・森林整備センター・関東整備局・森林保険センター：3件（前年度1件） ・中国四国整備局・四国支所：0件（前年度1件） ・森林整備センター・6整備局：17件（前年度10件）	共同調達又は一括調達の取組は、公正性・透明性を確保しつつ継続的に取り組むことにより、事務の効率化及び経費の節減に効果があった。 会議等において周知を行い認識を共有し、対象品目の見直しに引き続き取り組むこととする。

令和5年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。 【調達手続きに要する事務量の節減】	施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等複数年契約を締結することにより、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 複数年契約：93件（前年度92件）	複数年にわたる調達は、調達事務の効率化及び調達金額の節減に効果があった。 このことから、引き続き取り組むこととする。
(2) 一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、令和5年度においても、引き続き前年度からの取組を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。		一者応札・応募の改善については、令和5年度も引き続き①～⑤の取組を行うことにより適正な調達を実施した。
① 入札審査委員会による事前審査の実施 【審査件数】	入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。 また、工事に係る入札公告の際はウェブサイトへの入札説明書の掲載を進めた。 (入札審査委員会による審査件数) ・森林総合研究所等：100回 155件（前年度102回 175件） ・森林整備センター：49回 101件（前年度 53回 106件） ・森林保険センター：2回2件（前年度1回 1件）	入札審査委員会において、競争性の確保の観点から公告期間の十分な確保や仕様書における業務の記載内容の審査を適切に行うことができた。 引き続き、同様の取り組みを行うとともにウェブサイトへの入札説明書の掲載の検討などを進めていくこととする。
② 調達見通しを作成し掲載時期を早めてウェブサイトで公表 【公表件数】	調達見通しを作成してその時点で想定されるすべての調達事案を早めにウェブサイトで公表することにより、入札参加者を増加させるための取組を引き続き実施した。 (ウェブサイトでの発注見通しの公表件数) ・森林総合研究所等：122件（前年度 137件） ・森林整備センター：101件（前年度 111件） ・森林保険センター：3件（前年度1件）	調達に当たっては、調達見通しを作成して早めにウェブサイトで公表することにより、応札者が応札しやすい環境を整備することができた。 引き続き同様の取り組みを実施することとする。
③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析 【アンケート実施件数】	入札説明書受領者へのアンケートの実施により、仕様書における競争性確保のための条件等について調査し、応札応募者を限定してしまう条件を把握し、これを取り除く検討をするなど次の同種案件への参考とした。 ・アンケート実施件数：入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を聴き取り等により調査を行った。 (実施件数) ・森林総合研究所等：58件（前年度 66件） ・森林整備センター：15件（前年度 12件） ・森林保険センター：0件（前年度 0件）	入札説明書受領者へのアンケートの結果に基づき、十分な契約準備期間の確保などの対応によって入札を阻害する要因を減らしたことで、応札しやすい環境を整備することができた。 引き続き同様の取り組みを実施することとする。

令和5年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
④ 入札に参加しやすい環境を作るため、ウェブサイトから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施、及び契約履行における参考資料の閲覧【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】	平成29年度から、新たにウェブサイトから仕様書をダウンロードできる仕組みを導入したことにより、入札に参加しやすい環境作りを行った。システム開発の仕様書などウェブサイト上で公表することに支障のあるもの以外は、全てをアップロードした。 (仕様書等アップロード件数) ・森林総合研究所等： 156件（前年度 156件） ・森林整備センター： 81件（前年度 72件） ・森林保険センター： 4件（前年度 1件） (仕様書等のダウンロード件数) ・森林総合研究所等： 9,659件（前年度7,373件） ・森林整備センター： 1,523件（前年度 1412件） ・森林保険センター： 602件（前年度83件）	ウェブサイトから仕様書をダウンロードできる仕組みを実施し、入札に参加しやすい環境を整備した。 引き続き同様の取り組みを行うとともに、業者から依頼があった場合には業者が契約履行に際して参考となる資料（過去の成果物等）について可能な範囲で閲覧出来る環境を整備する。
⑤ 仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様作成に努めるよう職員へ周知【仕様書の作成】	仕様書の作成については、研究職員に、仕様書作成における参考となる資料の配布を行った。また、提出された仕様書については、業務内容等について明確かつ必要最低限の仕様となるよう、要求者と打合せを行った。	研究職員及び調達担当職員を含めた打合せ等において、仕様書作成における注意点の共有が図れ、入札審査委員会へ提案する明確かつ必要最低限の仕様作成ができた。 引き続き改善に向けた取組を実施することとする。
(3) 特例随意契約の導入 「国立研究開発法人の調達に係る事務について（令和3年 2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）」に基づき、研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約が行えるよう関係規程を整備し、「国立研究開発法人特例随意契約」の早期導入に向け検討を進める。 【特例随意契約による調達手続きの検討】	国立研究開発法人における新たな随意契約方式である特例随意契約（公開見積競争、随意契約上限額引き上げ）の導入に向け、事前に他法人の状況を調査するとともに検討を行い、契約監視委員会（令和5年12月19日開催）において事前承認（包括的承認）を受け、特例随意契約を行うこととする方法等の準備を行った。	特例随意契約の導入に当たり、他法人の導入状況を参考に規程類の見直しやマニュアルの整備を行うなど体制整備が進んだ。
3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標） 平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続する。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて行う。		平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続した。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて実行した。

令和5年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
(1) 検収の徹底 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成することとする。 【監査室による点検実績等】	契約業者から納品される調達対象物品等はすべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書又は検査関係書類を作成する取組を実施した。 契約の締結及び執行に関することについて内部監査を実施した。 (令和6年3月5日 監査対象部署：調達課)	契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い納品から支払いまで迅速に行うとともに、検収方法及び研究費の不正使用の防止に向けた取り組みができた。 また、内部監査により徹底状況を把握した結果、適切に実施していることが確認された。 引き続き同様の取組を実施することとする。
(2) 研究費執行マニュアルの改定等 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。 【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】	以下のマニュアルについて、最新の情報を踏まえ注意点の追加等同様の改定を行うとともに、事務説明会を開催（令和5年6月27日、参加者 1,054名）するとともにe-ラーニングシステムを活用して意識の向上を図った。 なお、7月以降の採用者等について研修を随時実施し、令和5年度も全役職員を対象に実施した。 ・公的研究費等の不正防止に向けて（令和5年6月改定） ・公的研究費の事務手引き（令和5年5月30日改定） ・科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（令和5年6月改定）	預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うため、研究費執行マニュアルを改定するとともに調達担当職員及び研究員に対する研修を実施することにより、不正と思われる事案の指摘はなかった。 引き続き同様の取組を実施することとする。
(3) コンプライアンス・ハンドブックの改定等 研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを必要に応じて改定するとともに、役職員にコンプライアンス研修を実施し、周知徹底を図る。 【コンプライアンス・ハンドブックの改定等】	コンプライアンス・ハンドブックについては調達以外の軽微な改定を行った。新規採用者研修において、調達を含めて「コンプライアンス・ハンドブック」をテキストとして講義を実施し、職員に周知を行った。 また、発注事務の的確な実施に関する理解を深めるため、「発注者綱紀保持に関する研修」（令和5年11月14日、参加者 519名）を実施した。	研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために、コンプライアンス・ハンドブック等を活用しながら研修等で周知し意識の向上を図ることができた。 また、発注者綱紀保持に関する研修を実施し周知徹底を図った。 引き続き同様の取組を実施することとする。
(4) 随意契約審査委員会による点検 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】	随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 (随意契約審査委員会) ・森林総合研究所等：25回 30件（前年度 26回 27件） ・森林整備センター：29回 42件（前年度 20回 26件） ・森林保険センター：5回 11件（前年度2回 2件） また、外部有識者を含む契約監視委員会による審査を行い、透明性、公平性の確保に努めた。	随意契約審査委員会を実施することにより、随意契約理由や競争による契約の可否について事前に点検を行い審査することで適切に契約を行うことができた。 また、契約監視委員会による審査を引き続き行うことにより、調達におけるガバナンスの徹底を図ることができた。 引き続き同様の取組を実施することとする。